

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等のうち、勤務状態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長 月額 70,000 円

(2) 監事 年額 20,000 円

2 前項に掲げた以外の役員等には、報酬を支給しないこととし、役員等が、その職務のため会議・研修会等に出席したとき、又は法人業務を行う場合に別表の費用を弁償する。

3 役員等が、その職務のため出張したときは、旅費を支給する。

4 前項の支給額は、本会役員等旅費規程に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

(1) 会長 毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。

(2) 監事 毎年度3月の末日までの日とする。

2 役員等がその月又はその年度の途中で退任した時は、在職した日割又は月割によって算定した額を支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

費用弁償の額 日額 3,000 円